

## 「兵庫県受動喫煙防止対策検討委員会報告書」に関する意見

兵庫県知事 井戸 敏三 殿

今般、兵庫県において取り纏められました「兵庫県受動喫煙防止対策検討委員会報告書（以下、報告書）」について、日本たばこ産業株式会社（以下、JT）の意見を以下のとおり申述いたします。

兵庫県におかれましては、「実効性のある受動喫煙防止対策」をテーマに、2010年6月より「兵庫県受動喫煙防止対策検討委員会（以下、検討会）」を開催され、2011年7月に報告書を取り纏められたものと承知しております。

JTは、第2回検討会（2010年7月14日）で、条例による規制について、県民の皆様はもちろん、事業への影響が懸念される民間事業者の意見にも真摯に耳を傾けていただくと共に、その影響の大きさを考慮のうえ、慎重に議論していただくよう意見を述べ、あわせて、実効性のある受動喫煙防止対策の提案と、それに対する協力の申し出を行ないました。

しかしながら、検討会では、条例による規制以外の対策の有効性については必ずしも十分な検討がなされておらず、また、本報告書の内容につきましても、条例による規制について強い懸念を繰り返し表明された民間事業者代表委員の方々の意見がほとんど反映されない結果となっております。さらに、本報告書で提案されている受動喫煙防止条例の内容には、検討会でほとんど議論されていない規制区分や内容が含まれており、この点についての検討も不十分なものといわざるを得ません。

以上のように、JTとしては、本報告書は受動喫煙の規制のあり方について十分かつ客観的な議論・検討を経たものであるとはいえないと考えております。

また、本報告書を前提として今後、受動喫煙防止対策に関する条例の策定を進めていくことには多くの問題点があると考えておりますので、これらの点について以下のとおり意見を申し述べます。

### 1. 受動喫煙防止の趣旨・目的から逸脱していること

受動喫煙を防止する趣旨・目的は、人々が意図せずにたばこの煙に曝されることを回避することにあるものと承知しておりますが、そのための措置として分煙、例えば喫煙室の設置なども有効な選択肢となるものと考えております。

しかしながら、本報告書では、公共性の高い施設では喫煙室の新規設置が一切認められ

ておらず、民間施設の既存の喫煙室においても、「暫定的に認めることについてはやむを得ない」とし、撤去を前提とした内容となっています。このような規制は、受動喫煙防止のための措置を超えて、一律に禁煙を強制するための措置とでもいうべきものであり、本来の受動喫煙防止の趣旨・目的を逸脱するものと考えます。

## 2. 分煙をあくまで「暫定的措置」としか認めないのは妥当でないこと

受動喫煙防止の目的は「意図しないたばこの煙への曝露の回避」にあり、この目的は適切な分煙によっても達成可能です。

しかしながら、本報告書は、受動喫煙防止対策として最終的に達せられるべき措置は禁煙である、との前提に立った上で、分煙をあくまで「暫定的措置」としか認めておりません。このような分煙の位置付けは合理性を欠くものであって、妥当ではありません。

分煙は、「暫定的措置」ではなく、受動喫煙防止に有効な措置の一つとして認められるべきです。

## 3. 民間施設への配慮がなされていないこと

民間施設の多くが「禁煙義務」の対象となっており、施設の利用方法に関する事業者の自由が大きく制約される内容となっています。

さらに、一定の施設に「暫定的措置」として認められる分煙についても、喫煙室を設置するための十分な資力を有しない事業者は、事実上、施設内を禁煙とせざるを得ず、また、十分な資力を有する事業者にとっても、分煙が「暫定的措置」となっている以上、そうした不安定な状況では安易に投資判断をすることができませんので、結果的に禁煙を選択せざるを得ない事態が生じることが予想されます。

喫煙に対するお客様のニーズを無視し、事業者の施設の利用方法に関する自由を大きく制約することとなる施設の全面的な禁煙化は、海外の事例や先の神奈川県における受動喫煙防止条例の影響においても示されているように、事業者に多大な影響を与えることは必至であり、ひいては従業員の解雇や閉店による失業といった事態が生じることにより、県民の生活にもその影響が波及するものと考えられます。

## 4. 具体的な規制内容の問題点

本報告書で提案されている規制の具体的な内容には、その合理性や整合性に疑問を抱かせるものが少なからず含まれております。例えば、本来プライベートな空間であって、意図せずたばこの煙に曝露する事態が想定しにくい客室（旅館・ホテル）が、本来の受動喫煙防止の趣旨から逸脱した理由、即ち「禁煙環境の整備等の観点」等から規制対象とされていることや、「実態として、既に禁煙となっている」や「利用実態として滞在時間が比較的短い」といった公共性の高低とは関係のない事情が施設の公共性の高さを示すものであるかのように位置付けられていること等が挙げられます。

J Tは、合理的でバランスの取れた規制に賛同します。

病院や官公庁等の代替性の低い施設は、厚生労働省が示している分煙効果判定基準に則って喫煙室等を設置すること、民間施設等の代替性の高い施設は、利用者自らが施設を選択できるよう、「喫煙ポリシー」の店頭表示を徹底することにより、受動喫煙防止の目的は達成できるものと考えます。

J Tとしては、今後も兵庫県当局をはじめ、受動喫煙防止対策に関心を寄せられている多方面の方々に、知見や情報を提供すると共に、自治体や民間事業者との協働によるモデルルームとなるような喫煙室の設置、喫煙ポリシーの店頭表示・分煙コンサルティング等、現実的な対策をこれまで以上に積極的に推進し、「たばこを吸われる方と吸われない方双方にとって合理的でバランスの取れた社会の実現」に向け尽力してまいる所存です。

2011年8月3日

日本たばこ産業株式会社  
代表取締役社長 木村 宏